

# 令和3年第1回(1月)佐渡市議会臨時会会議録(第1号)

令和3年1月15日(金曜日)

## 議事日程(第1号)

令和3年1月15日(金)午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号から議案第3号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(21名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

## 欠席議員(なし)

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	渡邊尚人君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	市民生活課長	斉藤昌彦君
社会福祉課長	市橋法子君	交通政策課長	十二毅志君

興長  
振興課  
觀光課  
管理員  
選挙委員  
選委

祝 雅 之 君  
佐 藤 金 満 君

教育総務課  
務長

坂 田 和 三 君

---

事務局職員出席者

局長  
事務局  
調査係  
議事

山 本 雅 明 君  
梅 本 五 輪 生 君

事務局次長  
議事調査係

本 間 智 子 君  
岩 崎 一 秀 君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第1回（1月）佐渡市議会臨時会を開きます。  
これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今臨時会の会議録署名議員は、18番、中川直美君、19番、近藤和義君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る1月12日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議しましたので、報告します。

会期につきましては、本日から1月20日までの6日間とします。

会期日程は、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。本日は、議案の上程、質疑、意見陳述の後、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。なお、議案第1号の佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例案に関しましては、議案に対する質疑の終了後、地方自治法第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見陳述の機会を与えることについて議決を行った上、代表者の意見陳述を行います。

18日は、午前9時から常任委員会審査を行います。

19日は、常任委員会の審査が終了次第、委員長報告を配付し、委員長質疑等の受付の後、議会運営委員会を開催します。

20日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期を本日から1月20日までの6日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は6日間と決定いたしました。

---

日程第3 議案第1号から議案第3号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、おはようございます。臨時議会議案の上程をさせていただきます。

議案第1号 佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定について。本案は地方自治法に基づく条例制定請求書を受理したので、佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定を次のとおり意見をつけて付議するものであります。

意見、佐渡市防災拠点庁舎整備に関する住民投票条例案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定を求める直接請求によるもので、直接請求できる最少人数933名を超える3,725名の有効署名があり、真摯に受け止めております。

庁舎建設については、合併協議会において協議、決定した新市建設計画に掲載されており、議会においても、令和2年7月合併特例債に関する特別委員会並びに令和2年9月、12月議会においてご審議をいただいております。令和6年3月下旬の事業完了に向けて作業を進めている状況でございます。昨今の全国各地の災害などの状況を鑑み、新庁舎に防災機能を強化した整備を行い、災害等の緊急時においても、事業が継続できる体制の下、国、県、消防署等の関係機関と連携し、現場把握、情報収集、指揮命令を迅速に確実に実行する司令塔として機能する庁舎が必要であると考えております。また、災害時には、障害者、お年寄り、妊婦、お子様連れなど、一般的に社会的弱者と言われる方の一時的な避難所としても活用できるように検討しているところでございます。

次に、コスト面で将来に負担を残さない庁舎整備が進められる点であります。防災拠点庁舎の建設に当たり、合併特例債を活用することで、佐渡市の負担額は約10億円となります。これは、庁舎を建てず現庁舎の改修のみとしていた旧計画と同程度の負担になります。また、現庁舎の改修は、防災拠点庁舎建設と一体に整備することで、合併特例債が対象になり、約2億円の市負担額で実施することができます。さらに、25年後までの総事業費を比較した場合、現計画では約38億円の市負担額の削減を見込んでおり、それを子育て支援や人口減少対策などのソフト事業にも活用していきたいと考えております。なお、現庁舎を始め、羽茂支所、佐和田、畑野、真野行政サービスセンターは、約15年後までに耐用年数を迎え、長寿命化を図ったとしても、約25年後には老朽化により安全性の確保が難しくなると想定しております。このため国の支援、合併特例債があるうちに、今から80年程度維持できる防災拠点庁舎を建設することにより、将来に負担を残さない庁舎整備事業を進めるべきであると考えております。

次に、本条例案についてであります。(1)、第2条では、住民投票は選択肢を設けて行う旨の規定となっており、防災拠点庁舎建設に賛成または反対をもって市民の意思を確認するものとしております。しかしながら、防災拠点庁舎の整備計画については、議会においても議論を重ね、予算を認めていただき、事業を進めているところであります。

(2)、新市建設計画に記載されている新庁舎建設及び周辺整備については、合併協議会から長い時間

をかけ、多くの先人の議論を重ねて、合併特例債の活用により建設することで、既に計画が進められてきた事業でございます。今までの課題は、合併特例債の活用期限に間に合わないなどの点が挙げられておりましたが、現時点においては、活用期限も延長されている状況であることから、住民投票に付す理由がないと判断しております。

3番目でございます。現庁舎改修を含めた防災拠点庁舎整備事業は、合併特例債活用期限である令和6年3月までに完了しなければなりません。現時点において、住民投票を実施した場合、パブリックコメント等の実施ができず、全体的な工期に遅れが生じ、期限内に完了しない事態が想定されます。

以上のことから、本条例案には反対するものでございます。特にこの防災拠点となる庁舎整備事業につきましては、防災力の強化としての必要性、将来の佐渡市負担の低減、市民サービスの向上、行政コストの低減、これらに必要な事業であることを議会としっかりと議論をし進めてきた事業でございます。議員各位におかれましては、本条例案について厳正なるご審議と賢明なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。

議案第2号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）について。本予算案は歳入歳出にそれぞれ6億4,736万2,000円を追加するものです。補正内容は、佐渡航路の事業継続に向けた支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、子育て世帯、低所得者世帯等への支援に関する経費を新たに計上するとともに、島内経済の回復に向けた対応に要する経費を増額計上し、歳入では国庫支出金及び財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。

議案第3号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第16号）について。本予算案は歳入歳出にそれぞれ3,159万6,000円を追加するものです。補正内容は、佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票条例を施行した場合に執行する住民投票に関わる経費を追加計上し、歳入では財政調整基金繰入金を増額計上するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより質疑に入ります。

議案第1号 佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

林純一君。

○3番（林 純一君） 2点お伺いをさせていただきます。

まず、住民投票の請求者の方は、その理由において市民の意見を十分酌み取ることなく、また説明会も市民の納得いくものではありませんでしたと述べています。一方、市長は既に議会において審議が終了し、作業が進んでいること。さらには、某経済誌のインタビューに対し、今まで以上に回数を多くかつ丁寧に説明してきた。これ以上は個別訪問しかない旨の回答をされています。結論として、市長は今回の建設について、議会はもちろん市民の意見も十分ヒアリングし、かつその説明について、多くの市民の方からご理解いただいていると判断しているという認識で間違いはないでしょうか。これが1点目でございます。

2点目です。建設スケジュール案についてでございます。パブリックコメントの関連で、工期の遅れを想定されていますが、具体的に現状スケジュールがどのように遅れるのか、対比した表にして提示していただくことは可能でしょうか。ぜひお願いをしたいと思います。

また、設計図や業者がまだ未定の段階ですが、その遅れをカバーできる可能性や手法はないのでしょうか。あるいは絶対それは不可能だと言われるのであれば、その理由をご説明いただけますでしょうか。

以上2点です。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

民間誌の話は、私の話全てではございません。ごく一部のところを取り上げておりますので、この場でご説明する案件ではないと思っていますので、割愛をさせていただきます。ただ、ご理解いただいているかという点につきましては、やはり5万4,000人、全ての方というのはなかなかやはり難しいという点もあるのは、私自身も認識しておるところでございます。そのために、昨年6月以降もちろん10か所も回りましたし、支所窓口意見書を置くという形を取らせていただきました。そして、この考え方について、全戸世帯に配布する、そしてまた広報等も2度ほどしっかりと、この1月もいろいろなご質問に答えながら出させていただいたところがございます。また、私のタウンミーティングの中でご説明をしていくということで、今まで畑野等は実施をさせていただきました。その実施をさせていただいたところではご説明はしておるところでございますし、多くの意見があったという状況ではなかったところがございます。今後各地域に細かくできるだけ入っていこうとしておるところでございますので、市民のご理解につきましては、広報等を含めて、またパブリックコメントをやる中で、基本的にいろいろな意見があれば、そこに対してもまた全戸配布等徹底して取り組んでまいりたいと考えているところがございます。このコロナの影響もあって、少し私自身のタウンミーティングもちょっとスケジュール等スケジュールが必要になるかもしれないと思っておりますが、できるだけ地域の方に入って、いろいろ我々の考え方のご説明は、これから徹底して取り組んでいきたいというふうに考えているところがございます。

スケジュール等の説明は、企画課長のほうからご説明いたします。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

先ほど市長の話の中にもございましたが、全体の事業の終わりといいますか、完了年限が令和6年3月末までに全ての事業を終わらせるというような計画となっております。現在基本設計の見直しの作業を進めております。来週22日からパブリックコメントのほうを開始させていただきたいと思っております。それが約1か月ございます。その終了後、基本設計の、ご意見を反映させたような見直しをさせていただいて、3月中には実施設計に入りたいと思っております。実施設計が終了後、今年9月、10月ぐらいに工事の入札を、遅ければ11月ぐらいですか、入札をしたいというようなスケジュール感で動いております。今回の事業におきましては、新庁舎の建設と現庁舎の改修、こちらを令和6年3月末までに行うというようなスケジュールとなっておりますことから、例えばパブリックコメントは1か月見ております。これが遅れていくと、その分遅れていくというような形になりますので、最悪現庁舎の改修、こちらのほうが合併特例債期限の中に入らない、収まらないような工程になってくるというふうに考えております。この遅れ具合によっては、新庁舎の建設のほうにつきましても、若干の弊害といいますか、支障が出るというふうにも考えておりますので、例えば現庁舎の改修では、外壁等もございますので、その発注時期等にも関

わってくる問題であるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 林純一君。

○3番（林 純一君） スケジュールの関係については、口頭でのご説明は分かりましたけれども、私お願いしているのは、それをカレンダーになった、いついつからいついつまでどういう作業をして、ここで終わるといのがもう既にできていますよね、多分、今のスケジュールのやつを。それがもし住民投票をして、かつ結果として建設するようになった場合、作業していくと、本来ここで終わる予定のものがこれだけのみ出て、ここがこうなってしまうのだというものを表として見せていただきたいということなのですが、可能でしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

現在のスケジュールのほうは、一応できておりますので、そこに今回住民投票をやった場合、どういった遅れが出るかというのは、この後作成させていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 林純一君。

○3番（林 純一君） ちょっと急がせて誠に申し訳ないのですが、今日中という意味ではないのですけれども、早急にいただけると助かります。

以上で質疑を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 3点ほどお尋ねをいたします。

この前もちょっと議員全員協議会のところでも言いましたけれども、ちょっといろんうわさというか、いろんなチラシがあって、中に私の名前も書いてくれるチラシもあったりして、何が今回の本請求の中身だか分からないということで、今日初めて明らかになったわけなのですが、そこで3点ほどお尋ねをいたします。

1つは、防災庁舎整備の関係です。まず、これはやらないという選択肢が本当にあるのかということですが。今回の住民投票条例は、庁舎整備はやらないということになるわけですから、その選択肢は私はあるのかと。それはないと思っている。というのは、前市政の三浦市政のときに、平成30年9月25日から10月9日まで、同じようにこの庁舎に関する改修も含めた説明会をやっています。そのときは10か所で12回やって336人参加したというふうな記録になっております。そして、その後外部有識者会議を2回やっている。その後に庁内における庁議も2回やっている。その間に議会側の議論がずっとあったことはご承知のとおりだと思うのです。三浦市政のときに、平成30年のときに、いろんな建設事業の中に庁舎改修単独費で6億7,000万円で作るとということについては、一つも異論が出なかった。冒頭に言いましたが、いろんうわさが飛び交っていると言いましたが、当時の計画は、防災拠点として整備をすることが1つ、それ以外に市民のプライバシーを守ること、庁舎が狭くて狭隘であるということ、そして市民相談窓口もやる、エレベーターもつけるという、そして第二庁舎も現実的ではなかったが、やるという中身で6億7,000万円だったというふうに思うのです。そういう意味でいいますと、前議会も含めて、市民的に分かれというのは、これは無理があるかもしれませんが、なぜ今回の説明会がこういった市民に十分理解がされなかつ

たのか。これどう思っていますか。そういう意味でいうと、やはり住民とどういうふうな付き合い方をしていくのか、私この間提案しているのは、住民手続条例のことを提案していますが、やっぱり行政と住民、そして議会、この3つがうまく歯車がかみ合って初めて開かれた市政に私なると思うのだけれども、そういう意味では、その辺はどう考えているのかということですよ。

2つ目、今回の請求書を読みますと、防災拠点が2か所は無駄遣いだみたいな話なのですが、消防庁舎やったときは、あのときの主眼というのは、合併して30分、15分ですか、救急車と消防車、今八幡館の前にあったような古い消防庁舎ではもう耐えられないというのが最大の課題であの当時建て替えたものです。当時ですから、防災教育の問題、いろんなのがあってああいうことになった。その後、3.11東日本大震災を経て、熊本地震も経て、庁舎で業務継続をいかに行政がやるか、このことが問題視をされて、具体的に言うと平成28年に国からそういう通達も出て、全国で業務継続計画をやっているわけです。これは行政を言わずして、民間の企業も含めて業務継続計画ということを今言われています。そういう意味でいうと、また離島でもありますから、広域連携できませんから、行政にとっては今これどうしても防災機能を強化した業務継続計画がやれるという庁舎は、これは必須ではないか。逆に、もしそれをやらなかったというときは、行政としての私は責任が取れないと思うのだが、どうか。

3点目、分かりやすく言います。あまり家計に例えるとよくないという話もするのですが、先ほど言いましたが、前の市政のときには同じような中身なのだけれども、中心点だけでいうと10億円を自費で、家庭でいえば1,000万円を今年のうちの収入から出すに当たって、事業規模で10億円のを建てるか。約10億円のお金を長期ローンで返してはいくのだが、事業規模では38億円の事業をやろうかという、この違いだと私は思っているのです。我々議員ですから、市民にとってどれが一番負担がないかといったら、第二庁舎も含めて言うのなら、私は後段だとは思っているのですが、こういった中身だと思っただが、どのように考えているか、お尋ねします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 1点目です。今の庁舎を建てないことは可能かということなのですが、建てないとしたら、今の庁舎に佐渡市の単費です、これは国の補助金が一切出ません。今金井の庁舎が約35年になっておりますので、大規模改修と今国からの指針があるように、防災の拠点として取り組まなければいけない、そこにおおよそ10億円かかるということになるわけです。これは、我々はもう今やらざるを得ない状況でございます。

そして一方、合併特例債を使うと、庁舎だけでいえば10億円あれば、防災拠点となる本庁舎を建てることのできる。そして、合併特例債を使うことによって、今申し上げた今の庁舎、これ自身も今の庁舎の修繕が約2億円の我々の負担で済むということになるわけでございます。そして、今国からの指針もあるように天井の問題、つり天井は至急改修してくださいという点もございまして、これにつきましては、やはりしっかりと災害等があったときに、庁舎として機能、業務が継続できる。これは災害が起きたときに災害の仕事だけではなくて、福祉、障害、通常の仕事、建設の復旧関係もどんどん出てくるわけです。このときに庁舎が使える使えないというのは、この復旧に大きな差が出るというのは、熊本地震、東日本大震災もう明確になっているところでございまして、それが今議員おっしゃられたように平成28年に国からいろん



な指導が出ているというところが現状でございます。そういう点で考えますと、やはり今合併特例債が使えるうちにやらないと、私自身も佐渡市に大きな負担を残したということになりますので、基本的にはもう私は必要最低限ということを申し上げておりますが、これにつけては取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところでございます。これが1点目と2点目の大きな話でございます。

3点目、家庭に置き換えるということなのですが、実は前市政におきましては、これから庁舎が要らないという話はしておりません。庁舎が必要ですので、毎年1億円ずつ積み立てると言っております。そして、今1億円ずつ約4億ぐらいかと思えます。ちょっと正確な数字があれですが、今積立てをしておるところでございます。民間の場合は、この積立て方式のほうが良いと思えます。ところが、合併特例債を活用すると、この1億円返済をすると、約でございますが、7,000万円国から交付金として交付税が来るという仕組みでございます。ここは民間と行政の大きな違いでございます。ですから、合併特例債を活用することによって、本来であると1億円ずつ佐渡市の負担で積み立てるものが実際には3,000万円負担すればいいという、1億円ずつ積み立てた場合ということでございますが、ということになるということでございます。そういう点で考えますと、やはりこの家計とちょっと違まして、行政の場合は、国の有利な制度、特に庁舎の問題につきましては、今後とも補助金とか、交付金、交付税等が使えるものというのは、現段階ではあるというふうには思えない状況でございます。ですから、もし何かあったときに、市のほうが全部用意しなければいけないということでございますので、我々としてはやはり今後の負担等を考えましても、やはり有利な国の財源があるときに使うということが佐渡市にとって非常に有利だろうというふうに考えております。こういう点で、防災の面またコストの面、そして市民のワンストップ窓口という面、そういう面も含めまして、最低限の費用で最大限の効果を出していくという仕組みづくりがこの防災拠点庁舎の私どもの考え方であるということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 議員の方も分かっていると思えますし、市長とやり取りできる場というのは、ここしかないものですから、この後委員会審査になって、最終日は委員長に対してやることになるものですから、ここで改めて聞いておくのですが、この間十分議会で私議論してきたというふうに思っているのです。冒頭に言いましたが、いろんなうわさが飛んでいて、例えば職員のために建てるのぜいたくだみたいな公務員バッシングもあります。決して私はこれ違うのだらうと思うのです。冒頭に言った1番目の4年前のやつ、前の市政のときには、A案、B案、C案といろんな案がありましたが、最終的には前々市政の甲斐市政が立てた計画の、あれは教育委員会も入れるという本庁ですが、あれを建てるのか建てないのかというこの選択肢でした。今回の場合は、私が言っているように、建てないといった市長の時代も防災機能充実は必要だということで、もう既に非常用発電も設置をしてのご承知のとおりです、あの場所で大丈夫だということで。そういう意味でいうと、先ほど言いましたが、市長も言ったけれども、合併特例債を使わなければ真水で10億円余り出して改修する。ですけれども、それでも前の市長も言っていた庁舎が狭い、狭隘だ、市民のプライバシーの問題を守るという点をするならば、第二庁舎のぼろぼろになっているところには大体100人いますから、ワンフロア。今の本庁舎のワンフロア100人ぐらいです。つまり今の狭さでいってもワンフロア要る。全体を透かしていくということ言うならば、もうワンフロアは要るのだらうな。そこに防災機能を加えた大会議室とかを置いて。あえて今回の私の考えで言うなら、そこに議会を持

っていく、だから3階だというふうに思っているのですが、そこで聞くのですが、業務継続計画をやることは必須です。昨今も大雨やいろんな災害が多い。先週ですか、NHKのニュースでも防災庁舎の問題やっていましたが、そういう意味でいうと、何としてもやらなければいけないわけで、これは住民投票の結果がどうあれ、私はやらなければならない話だと思うので、これをどうするのかというのは、私は一番もめるのだというふうに思うのですが、その辺はどう考えているのか。

それともう一つは、本庁に集中するのではなくて、分庁すればいいというのだけれども、今でも狭い、これ連合審査会でもやりましたけれども、今の職員を分庁させるにはどこにも入る場所がないと。強いて言うならば、全体で16億円ぐらいかかるのではないかというお話ですから、分庁という論もちょっと私は現実的ではないと思うのだけれども、改めて聞くが、分庁をやるという場合は、例えば新穂行政サービスセンターを見てもらえば分かると思うのだけれども、建ったばかりだけれども、最低限のスペースだから、公民館を減らすか、図書館を減らすかして、どこかの課をやるしかないと思うのですが、それでいいのか、確認をしておきたいと思います。

最後に、いろんなうわさの中で、これは市長に確認しておきたいのですが、本庁建ると支所がなくなりますよというようなあおっているのがあったのですが、市民説明会ではこんなのも一切なかったし、本庁舎建設基本構想を見れば分かるのだけれども、もともと佐渡市は合併して、両津、相川、南部の窓口だけにする、支所をなくするといったのだけれども、支所は残しますよと。支所も残すし、本庁も要りますよということやってきたというのがこの間の計画なのですが、この支所がなくなるというような、そういうのは市長の考えに、将来的にどうなるかは別ですが、今回市民説明会で何か言ったような覚えありますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） お答えいたします。

業務継続計画、実はここが一番私自身今後の庁舎の在り方ということで、非常に重要になるというふうに考えているところでございます。自助、共助、公助という防災の基本的な考え方、これを実行する上でも、そこを拠点とし、情報を把握しながら、実行部隊を派遣していくというところの流れが必要になるというふうに考えておりますし、災害だけにお話が偏りがちではございますが、実は水道も含めて、災害が起きた場合、通常の業務、それをどう維持していくかというところも非常に大きな問題になるわけでございます。そういう部分で、先ほど申し上げましたが、幾つかの東日本大震災、熊本地震、そこが明確になった上で、国のほうの方針が今定められているという現状でございますので、そういう形で考えますと、我々としてはやはり地震があっても、基本的にはその庁舎の中でしっかりと業務が継続できるものは必要であり、またそこに自衛隊等が入りながら連携していくというスペース等も必要であると。しかしながら、庁舎機能でございますので、通常はしっかりと庁舎として市民の皆様のサービス向上に使っていくと、会議を含めながら、どんどん市民の皆さんに庁舎を使っていただきたいというところも踏まえて、相談室、会議室等も用意をしておるところでございます。ですから、そういう形での行政機能を高めていく、防災拠点として高めていく。結果として、市民サービスを向上していくという流れをしっかりと取り組んでいくということが大事だと考えておるところでございます。

分庁方式でございます。これはもう議員がおっしゃられたとおりでございます、今もし分庁するとなると、公民館等が併設してあるところは、公民館の併設のところを使うしかないということでございます。そもそもその目的も変わってくるわけでございますし、そこにまたパソコンも含めながら、事務機能等も移していくというのは、非常に大きなコストがかかるというふうに考えておるところでございます。建物も狭く、大きな課も入れないという状況でございますので、これは両津支所であれ、相川支所であれ、大きい支所であれば大きい人数が入っておりますので、決して空きスペースがそんなに多くないという現状でございますので、これについては、今の段階では現実不可能であるというふうに考えておるところでございます。庁舎を建てるよりもお金がかかっていくのではないかというふうに、これは明確には出しておりませんが、考えているところでございます。

支所がなくなるという話、実はこれは私自身は庁舎の問題以前の問題だと思っておりまして、合併をしてやはり大きな問題は、日本が東京一極集中になっているように、佐渡もやはり中心部の利便性の高いところに人が集まってくる。その結果、地域のコミュニティーであったり、地域の文化であったり、お祭りであったり、自然であったり、農地であったり、そういうものがどんどんと放棄されている現状があるというふうに私自身は認識しております。まずは、今の段階はこれを止めていくということが非常に重要だというふうに考えておりますので、来年度の予算編成を含めながら、支所、行政サービスセンターが拠点となって地域づくりを行っていきけるような独自の色合いを出していただけるような、そんな仕組みづくり、これを来年度からしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、支所、行政サービスセンターがなくなるというのは、30年後、50年後は私自身はちょっと判断できませんが、今はまず強化をしながら地域づくりをやっていきたいというふうに私自身は考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） これが最後ですが、市長50年後と言ったけれども、多分市長そのとき生きていないと思いますから、一応指摘しておきます。

最後に1つ、冒頭に言いましたが、住民がこういったものに参画する、政策決定に参画するという、例えば私は市民手続条例とか、参加条例、これを持っている自治体でももめるのです。これをやっぱり一応やっておかないと、こういったものはやっぱり要るのではないか。先ほども言ったように、平成30年9月から市民説明会もやる、議会でも大議論をやる、そして今回もやる、有識者会議、いろんなことやってもおかつこういう、あなた方の今回の説明が下手だったのだろうとは思いますが、副市長が冒頭で一番しゃべったのだから、あなたが下手だったということなのだと思うのだけれども、やっぱり住民と議会、執行部という、こういう関係は今回こういったものを教訓に、やっぱりどんなことでも住民の意思をどう反映していくかということは必要だと思うのだが、感想だけ聞いておきます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 他の自治体も含めまして、そういう形をどのようにしていったらいいのかというところを今結構議論しているところだというふうに思っております。私自身もやはりいろんな方の意見、特定ではなくて、子育て世代から若者の世代、そしてまた働いている世代、そして高齢者の方、様々な方から意見を聞けるような形が必要だというふうには考えているところでございます。ご指摘の件につきまして

ては、今後とも議会と色々な話をしながら進めてまいりたいと思いますし、私自身もできるだけ細かくタウンミーティング等を開催しながら、市民の皆さんと意見を交わしていくことで、一つの突破口にしていきたいと考えているところでもございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 議案第1号は、住民投票に付する条例ですので、条例について伺います。

条例案を拝見いたしました。投票率に関する規定が示されておりません。この住民投票というのは、市民の意見を聞くということが目的だと思いますので、やはり投票率が極端に低いときに、どっちになるかということが決まった場合に、私は非常にそれがどうなのかなというふうに思っておりますが、それが示されていない理由というのはどういうことなのか説明をいただきたいと思います。それで、それに至る前といいますか、そうならないためにこの条例の中には、投票への広報活動をするということが示されておりますが、具体的にどういふようなことがされることになるのか。それから、賛成の方、反対の方それぞれ団体とかいろいろな方々が投票に関する運動みたいなものもされるのだろうと思いますが、条例の中では、公職選挙法に準ずるみたいな表現がありますけれども、例えば私も選挙に出ることがあったわけですが、戸別訪問みたいなのは、この住民投票はしてもいいのか、あるいは街頭でのマイクを使った活動ですとか、いろんなことが想定されますが、そういうふうなものというのは、具体的にどういふようになるのか、説明いただきたいと思います。

それから、この直接請求に係る署名について説明をお願いしたいと思います。先ほど市長から3,725筆、有効な署名があったというふうに説明がありましたが、新聞等を拝見すると4,185筆の署名が選挙管理委員会のほうに提出されたというふうに伺っています。460筆が残念ながら無効だというふうに判断をされたわけですが、その無効となった理由については、どういふようなものが何件ぐらいあったのか。それから、その無効となることについて、どういふような調査活動、点検が行われて、そういう結果になったのか、そのことについて説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

まず第1点目、条例案の中に投票率等の規定がないということでございます。この住民投票に基づく直接請求というような形の中では、この条例案を示して署名活動を行っております。市長としますと、その直接請求のあったことに対して、意見を付して議会に付議するという形でありますので、実際に条例案につきましては、請求者のほうから出てきた案をそのまま上程をしておるところでございます。この内容等で必要なことがもしあるとすれば、この後のご審議の中で、議会のほうでの修正というようなこともあろうかと思いますが、そのような形で、条例案につきましては、請求者の方から出てきたものをそのまま提案をさせていただいておるのが事実でございます。

それから、投票運動に関してでございます。投票とか、そういった事務的なもの自体は、公職選挙法に準じてというような形でございます。それから、規定を設けてということでございますが、この条例案の第11条にもありますとおり、投票の運動に関しましては原則自由、どんな活動もできるというふうになっております。これは、住民投票自体は公職選挙法の適用を受けないため、原則自由であるということでご

ざいます。ただし、そこの第11条にも書いてございますとおり、買収、それから脅迫や強要といった悪質なものがあつた場合については、罰則規定等は設けておりませんが、刑法の適用を受けるようなことがあるということでございます。ですので、具体的にどのようなものがよくて、どのようなものが駄目だというようなことは、実際にこの投票運動ではないかと思ひます。この刑法の適用を受けるような場合ということでございます。

それから、投票の啓発の活動につきましては、公平、中立の中で、こういった事実に基づきまして、市の広報紙であります……時間を考えると広報紙というのは難しいかもしれませんが、ホームページ、SNS、そういったいろいろな市の情報提供手段を使いまして、住民投票に関する周知というものはしていかなければならないというふうに考えております。

それから最後に、署名の無効の関係でございます。議員おっしゃられましたとおり、460筆の数を無効という形でさせていただいております。その中で、主なものを申し上げますが、一番多かったのは、自署でないというものが179筆、それから代筆の申請がついておるものに関しまして、その代筆の要件、要は自署の能力がないというような形の中で代筆の要件があるのですが、自署できますかというような形の中で、自署できますというような形等の返答があつたものが144筆でございます。これに関しましては、代筆の申請があつたものに関しまして、文書で照会をしております。代筆の要件がある方ですかどうですかというような内容をご質問しております。それから、署名の中であくまでもこちらの主観になってしまひますが、同一筆跡と思われる方に自署しましたか、代筆を頼みましたかというような質問で確認をし、代筆をお願いした、それから自署をしましたというような形の中で判断をさせていただいております。

そのほかにつきましては、多いものにつきましては、重複をしておるものが71筆ございました。あと選挙人名簿に登録のない方というものが40筆ほどございました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 先ほど林議員の質疑の内容について、私自身ももう少し頑張っていたいただきたいなという思ひで質疑させていただきたいと思ひます。

これまで合併特例債に関する特別委員会の中でも、いわゆる予算関連の優位性の観点から考えますと、合併特例債を活用した市庁舎建設というのが一番有効な策だというような回答がされたわけであります。そして、今市長からご説明いただいた将来、現存する各支所の寿命の予測を考えて、この合併特例債の期間中に建設をするのがベストだろうということも特別委員会の中でも回答を出したということであります。しかし、特別委員会の最後の意見の部分に、やはり住民のしっかりとした合意形成を図ってくださいというような文言をうたつたということで、特別委員会の中でも、合意形成が図られたという経緯があるわけであります。市長が先ほど中川議員の質疑の中で、やはり地域の住民の意見を反映したまちづくりというものが非常に重要だというようなご意見をされたわけであります。私はその点についても同感だと思ひます。非常に今後疲弊してくる佐渡の経済、将来を何としてでも復興させて、再生させていかなければいけないという観点から、やはり行政と住民参加ということが非常に重要な観点だというふうに思っております。今回住民の方からいわゆる出された条例制定に係ることにつきましては、建てる建てないというものを住民の判断でさせてくれというような意見がなされているということだと判断しております。そし

て、我々はこれが是なのか非なのかということ判断する立場に現在置かれているという観点から、やはり判断するに当たっては、しっかりと我々に情報提供していただきたいというような気持ちであります。

その観点から、市長の意見の中に工期に著しい遅れが出る可能性があるという文言がございます。考えてみると、多少それなりに住民投票をすることによって時間は食われるのだろうというふうに思いますが、企画課長にお伺いします。これ住民に誠意を持って対応するのであれば、この市長の意見に対して、やっぱりどれだけの期間がかかって、どれだけ遅れますと、頑張って頑張って頑張ったけれども、これは無理なのですというようなしっかりと根拠を示さなければ、我々もぎりぎりの判断をしていかなければいけないという部分だと思いますので、しっかりと資料として説明するべきだというふうに思う次第でございます。できましたら、現在のこの臨時会中に、この質疑の中でちゃんと回答していただかないと、我々も判断に苦慮するというふうに思いますが、議長のほうでその資料、その回答について、お計らい願いたいと思いますが、いかがですか。誰に答えてもらうのか、ちょっとあれですけども。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） 先ほどもご説明させていただきました。来週に委員会等がございますので、そのときに提出できるよう、そのスケジュールの考え方を作成させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 委員会というのは、気持ちは分かるのですが、これ住民が参加するということを要求している内容からすると、しっかりと情報開示が必要だと思うのです。委員会は、議長いわゆる生放送やそういった形でオンタイムで放送されるようになったのですか、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 稲辺茂樹君に申し上げますが、委員会については生放送、ライブでの放送はしません。それと今企画課長が話したとおり、本日の本会議中には出せないということで、委員会に出したいということですので、その辺は了解いただきたいというふうに思います。

稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 一言言っておきます。

こういった案件、非常に慎重に住民の意思を反映させていくというのは、我々の一番の責務だと思います。そういった意味で、いわゆるそういう根拠があるのであれば、しっかりと根拠を持ってその意見を付してくるというのは当たり前のことだというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） スケジュールに関しては、もう既にお示ししてあるとおり、もともとの中で非常にぎりぎりでございます。この案件につきましては、基本的に我々もかなり工期を詰めながら、しっかりと国の制度があるうちに必ず間に合わせたい。不測の事態があることも想定されることから、とても今の日程の中で余裕を生み出すというのは、なかなか難しいというふうに考えているところでございます。そういう中で、議会のご指摘を受けて議論はいたしますが、基本的には住民投票30日以内ということになり

ますので、それが終わって、結果また議会と話をしながらやると、やはり2か月前後の事務の遅れは間違はなく出てくるだろうというのは実際の考え方になりますので、行った分が遅れるという形には基本的にはなるだろうというふうには考えております。ただ、そういう面も含めまして、今日のご指摘を受けてしっかり委員会等でも、再度また議論し直しまして、委員会等での提出に向けて調整をしまいたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

この後代表者の意見陳述もありますので、簡潔にお願いいたしたいと思います。

○13番（荒井眞理君） 住民に直接説明ができるタウンミーティングについてです。

私はこの間、先ほど同僚議員が言いましたように、特別委員会の報告の中で、住民の意思を十分に反映できるように、そういう機会を大切にということで、私どもはそのことに議員全員が責任を持ちながらやってきたつもりです。そして、そのことは私は市長部局かなり丁寧にされたというふうに評価しております。しかし、これからもまだタウンミーティングをするということは、私はさらに重要だと思っておりますが、ただ思ったほどこのスケジュールが進んでいないということは事実です。ほかの同僚議員もおっしゃったように、行政と議会とそれから市民と、これがうまく話がかみ合っていないところは埋めていく必要があると思います。私は努力をすれば埋まるものだと、決して矛盾したものを無理やり議会と行政が進めていると思っておりません。ですから、やはりタウンミーティングを大事にしていきたいと思うのですが、パブコメ、タウンミーティング、どのようなスケジュールで進めようとしておられるのか、そこのお考えをまず聞かせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） まず、タウンミーティングの件でございます。

タウンミーティングにつきましては、今までですと短期間に10か所ぎざぎざと回って終わるという形を取っておりました。私自身は、今回の庁舎の建設等の市民説明会も10か所やらさせていただきましたけれども、どうしてもやっぱり賛成の人と反対の人しか来られなくて、やっぱりそういう議論にしかないということが現実にあるというふうに思っております。タウンミーティングにつきましても、今回は各支所、行政サービスセンターをお願いをして、この地域ではどのような形で市民と意見交換をしたらいいのか、それを判断してほしいということで、支所、行政サービスセンターの中で、エリアを分けさせてやっているところでございます。ですから、旧市町村ごとに1か所、2か所という設定は全くしておりません。場所によっては2か所のところもございましたし、4か所もあったところもございまして、今後の計画はもう少し多いところもあるというふうに考えております。

今後のスケジュールにつきましては、1月に小木地区のほうを予定しておったのですが、この大雪、災害等もございまして、延期をさせていただきました。この後土日をできるだけ重点入れながらやっていきたいと考えておるところでございますが、場所によっては私が想定したよりもちょっとエリアというか、数が増えたところもございまして。しかしながら、こういうチャンスでございますので、できるだけ地元に入りながら取り組んでいくということはやっていきたいというふうに考えておりますので、2月、3月を、とにかく1月終わりから特に土日中心に地域のほうに複数箇所入っていくというふうに考えているところ

でございますが、全部が年度内に終わるか終わらないかというのは、また今後調整しながら進めていきたいと考えているところでございます。

パブリックコメントにつきましては、1月22日だと思いますが、そこから実施する方向で今考えておるところでございます。その中で説明も、パブコメの意見についてはしっかり丁寧に、こういう議論をされているところでございますので、またその説明を全戸配布するなり、そういう形も含めて、今回の1月の広報も全世帯に考え方をご説明させていただきましたが、パブリックコメントのご意見等もしっかりと全世帯にお返ししていくということも進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今回のスケジュール感ですと、どんなタウンミーティングをされたいかという趣旨があったので、スケジュールは確かに3月いっぱいぐらいまでかかる可能性もあるかなと思います。それはそれでとても丁寧にやらなければいけないことだと思うのですが、今回のこの説明、つまり庁舎の是非について、説明が全然されていないとか、議員は一生懸命それぞれの地元で説明をしていますが、説明されていないというこの平行線が今回の議論の問題だと思うのです。この平行線をどのようにして埋めていくのか、これとても大切な一つの議論というか、対話の仕方だと思います。ここを時間をせいたりして、焦ってはいけないと思うのです。ですから、それは本当に回数、旧市町村の単位でないにしても、この平行線を埋めるための目的で、私はタウンミーティング開くべきではないかと思うのですが、そのような趣旨かなと思いましたが、そういうことは含めていないのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） タウンミーティングは、基本的には地域課題を意見交換して、地域を元気にしていこうという趣旨でタウンミーティングを行っております。その中で、私の説明として、庁舎の今の考え方もご説明しておるところでございます。直接的に私がお話するということについては、どうしても限界がございますので、そういう点から今まであまりやっていたことではございますが、とにかく考え方を全世帯に配布する、そして支所、行政サービスセンターに意見募集をしながら、意見を出していただいて考えていく、そしてまた広報等も積極的に活用するということで、やはりこういう媒体をしっかり使いながら、また記者会見等でも市民の皆様にお伝えしていくということで、あらゆる媒体を使いながら積極的に説明をしていくということが重要だというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結いたします。

本案は地方自治法第74条第1項の規定により、条例制定請求に基づく議案であり、本案の審議に当たっては、同条第4項の規定により、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えることとされております。

お諮りいたします。本案に対する条例制定請求代表者の意見陳述について、この後本日の本会議において、その代表者2人から1人につき20分以内で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、条例制定請求代表者の意見陳述については、この後本日の本会議において、その代表者2人から1人につき20分以内で行うことに決しました。

ここで地方自治法施行令に基づく手続を行うため、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時11分 再開

〔条例制定請求代表者 齊藤孝夫君入場〕

〔条例制定請求代表者 寺沢正紀君入場〕

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

これより条例制定請求代表者の意見陳述を行います。

意見陳述者は、齊藤孝夫君と寺沢正紀君であります。

なお、条例制定請求代表者から陳述に当たり資料配付の申出があり、議長においてこれを許可しましたので、ご報告いたします。

この際、条例制定請求代表者に申し上げます。意見陳述時間は1人20分以内と決定しておりますので、お守りくださいますようお願いいたします。

それでは、齊藤孝夫君の発言を許します。

齊藤孝夫君。

〔条例制定請求代表者 齊藤孝夫君登壇〕

○条例制定請求代表者（齊藤孝夫君） 佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に関する意見陳述を行います。

このたび住民投票に関する議会への意見陳述をさせていただきますこと、条例制定請求者の代表者の一人として感謝を申し上げさせていただきます。昨年4月の選挙におきまして、21名の議員、そして新市長が誕生いたしました。皆様のご活躍を一市民としても大変期待しているものでございます。

私は、新穂地区に住む齊藤孝夫と申します。どうかよろしくお願いいたします。

さて、佐渡市合併以降、新庁舎建設問題は長期間にわたって、その是非が議論されてまいりました。昨年の市長選挙におきましても、前三浦市長は新庁舎建設はしないことを公約の一つの柱として出馬いたしました。しかし、渡辺新市長は新庁舎建設についてはほとんど触れず、市民目線の市政を貫く、これをアピールしておられました。当選後、渡辺市長は庁舎建設について、これをなぜか防災拠点庁舎建設問題と称しまして、市民説明会やメールやはがき等による意見聴取をいたしました。その結果、意見聴取ではその6割の市民が反対、これは聴取した市民の6割という意味でございますが、反対、市民説明会でもかなり紛糾した会場もあったと聞いております。普通に捉えれば、市民の意見は拮抗していると判断するのが市民目線の市政ではないでしょうか。それにもかかわらず、庁舎建設のスケジュールを決めて着々と進んでいるように感じられます。議会も、市長と歩を一にして、設計委託を可決いたしました。しかし、果たしてそれでよいのでしょうか。選挙で市民の信託を得ました議員の皆様、その人格、信念、行動力に敬意を表するものでありますが、市民は決して議員に全てを白紙委任したわけではないと思います。庁舎建設

という大きな、そして後世にも市民の負担がかかることに関しては、住民投票で決着させて、この問題を終結させるのが最も賢明な方法かと思います。25年後には佐渡の人口は2万9,000人になるという人口問題研究所の推計が既に発表されております。合併特例債を活用して、負担が少なく庁舎建設ができるとしても、少なからずの合併特例債自己負担分がございます。合併特例債を他の事業に活用すれば、佐渡市の相対的な負担は市の言うように、特別に38億円もの負担軽減にはならないはずですが。つまり国負担分を単に入れ替えたにすぎないと承知するものでございます。人口減になる今の佐渡の現状を見るとき、今ある構築物をいかに上手に長く利用していくかに知恵を働かせることが大事なことではないでしょうか。どうしても必要な施設の設置を否定するものではありません。しかし、このたびの防災拠点庁舎は、不要不急だと私は思います。

具体的なことについては、この後寺沢代表に述べてもらいますが、25年先の世の中は、情報通信技術（ICT）の急激な発展で想像もできないような世界になるでしょう。例えば議会もオンラインになったり、職員の仕事もテレワークが進むかもしれません。つまり構築物が少なくともよい社会になることが予想されます。耐用年数からいって、25年先まで今の施設を使えるならば、できるだけ延ばして、その後どうしても必要なものだけ建設するのがベターだと思います。そして、その判断は今の私たちではなく、将来の佐渡を担う人々に託するのがよいことではないかと思うのです。今回私どもが行った住民投票を求める署名では、4,185名が集まりました。佐渡の有権者の実に1割に当たります。このことは、市民がいかに新庁舎建設問題に関心があるかを示しております。署名をされた方には、建設賛成の市民もおられました。しかし、市のやり方は納得いかないと言っておられる方もおりました。議員の皆様一人一人は庁舎建設に賛成の方、そして反対の方もおられることと思います。私はそれはそれでよいと思っております。しかし、住民投票は民主主義の原点であり、市民の権利であります。さきに述べましたが、市民目線の市政実現のためにも、賛否が拮抗する防災拠点庁舎建設問題は、住民投票によって建設の是非を判断すべきであると考えます。議員の皆様は賢明な判断を切にお願いし、また期待申し上げまして、大変短いですが、私の陳述といたします。ご清聴大変ありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 次に、寺沢正紀君の発言を許します。

寺沢正紀君。

〔条例制定請求代表者 寺沢正紀君登壇〕

○条例制定請求代表者（寺沢正紀君） 寺沢と申します。今回意見陳述の機会を与えていただいたことに感謝を申し上げます。

先ほど齊藤共同代表のほうから意見陳述を行いました。総体的な意見陳述であったと思います。穏やかに陳述されたと思います。私のほうは、ダブるところもありますが、より詳細に意見を述べさせていただきます。

佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例制定に関する意見を述べます。条例制定の請求は、防災拠点庁舎についての佐渡市長や佐渡市議会議員の情報発信及びその説明が全く不足していることに起因する。計画の内容は当然のこと、同時にこのような姿勢も併せて問われるものであると考えます。

ここに至る経緯と評価を述べます。令和2年4月渡辺市長、21名の市議会議員が選挙により選出された。ここに当時の選挙公報があります。後ほどご確認ください。この公報には、渡辺市長は「りゅうごの政策

『六本の柱』と掲げていますが、庁舎の文字はありません。公約の第1が市民の意見を市政に反映であると。改めてこのことはもう一度確認をお願いしたい。21名の議員についても、2名の議員の方が庁舎に触れております。賛成あるいは反対の立場からの意見表明であります。庁舎問題を自らの政策や活動の重点としていないことの表れだと評価をいたします。平成28年の佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例が議会において否決されたこともあり、庁舎問題は一定の結論を見たというふうに多くの市民は思っていたのではないのでしょうか。ところが、令和2年6月突然庁舎問題が浮上した。議会は、合併特例債に関する特別委員会を設置、これを審議した。この特別委員会の様子は、市民の傍聴は許されなかった。ただし、議員の傍聴は許され、多くの議員が傍聴しています。この特別委員会での議論と、その結論がその後の市長や議会の姿勢を示すものであったというふうに考えます。市民の皆さんは、議事録を確認していただきたい。議事録によれば、佐渡市はこれの中で、建てる建てないの議論はしない。さらに、市民アンケートも考えていないとしております。まさに問答無用、建設ありきの姿勢であります。

特別委員会の場における議論の内容というのは、市が示した構想について、想定される市民の疑問、質問について、どのような観点から答えるか、さらには計画されているといたしますか、構想で示されているわけですが、その内容の庁舎の仕様をどのようにするかと。つまり1階に何が入るのか、2階に何が入るのか、3階に何が入るのか、誰がどの機能をそこにに入れるのかというふうな議論に大半が費やされています。将来にわたって希望や夢を持てる市民目線に立った合併特例債の有効活用といった視点からの議論がなされていません。このことが混乱を生じさせた要因の一つであったというふうに考えています。

そして、6月議会における市議会の意思は、市の構想はおおむね了承した。ただし、市民合意を得るべく努力をしてくださいという結論でありました。このことを受けて、市は市内10か所で市民説明会を実施した。この市民説明会は、構想の発表会であったが、賛否両論多くの意見要望も出された。構想の発表会とはいえ、残念ながらその時間設定や進行のまずさから、議論は深まらなかった。かえって、疑念を助長する結果となったということでもあります。議員各位の評価もお聞きしたいところであります。

また、市は市民から構想に関する意見を求めました。結果、反対6割でありました。ところが、私どもにすると驚くべきことに、市は意見書にその理由が記されたものだけを集計すると、賛成が過半数を超えたとの結果を併せて公表しています。事前告知がなかった恣意的な集計と公表の意図は何か、理解に苦しみます。議員各位もどのように評価したのでしょうか。

このような中、市長は9月議会に基本設計見直しの予算案を提出しました。議会は、賛成19、反対1の圧倒的多数で可決しました。この結果に私どもは茫然としました。議員各位は、意思伝達を負託した市民の意思を酌み取った行動をしたのでしょうか。ただ、この時点で構想から計画になったというふうに判断をいたしております。市民の間に広がる疑念や6割の反対意見を無視した市長の政治的決断であったろうというふうに推察はいたします。ただ、それについて、議会もそれを了承したというふうに理解します。そうであるならば、より詳細かつ丁寧な説明、場合によっては説得するという姿勢が求められるというふうに考えます。残念ながら今日に至るまで、そのような事実は確認しておりません。市民説明会や意見書で出された意見、要望はどのように検討、評価したのか。基本設計には、その結果が反映されているはずであり、そのように思っておりますが、その説明もありません。こういったことを踏まえると、このことの結果責任は重大であるということは強調しておきたいと思っております。加えて言えば、12月議会で実施設計

予算が債務負担行為でありましたが、可決された。提案理由は、次年度には設計委託費の計算方法の見直しによる経費増が考えられるということ、さらには合併特例債の活用期限に間に合わせるためであるということでありました。これは、非常に危険な議会の判断だというふうに思います。基本設計が終了していない段階で、白紙委任するようなものであります。適当な時期に臨時議会を招集し、議論をすればよいのではないですか。議会はこの後どのようにチェックをするのでしょうか。まさに建設ありきで強引に進める姿勢であるというふうに思います。

同じく12月議会で、市民説明会の開催を求める陳情が不採択となりました。理由として、市民説明会や意見書の徴求などで、市は丁寧な対応していると。さらに、この後は市報やパブリックコメントを実施し、さらにはタウンミーティングも予定し、あるいは開催し、その中で説明するというふうに意思表示をしていると、そういう説明であります。市報やパブコメというのは、えてして一方通行になりやすいものです。市長は、タウンミーティングで説明をするというふうに表明しておりましたが、庁内での共通認識がないからでしょうか、開催の日時やその開催方法について、実施の計画をどのように指示したのでしょうか。全体の実施計画の全容さえ周知されていない現状です。開かれた場において、双方向での議論をすべきであると考えます。パブリックコメントに約1か月の期間を予定されているようではありますが、その期間があれば、市内数か所での説明会は十分可能であると思います。市民説明会すら必要ないとした市議会の見識を疑わざるを得ません。

次に、疑問が解消されない点について述べる。1、庁舎整備の基本的な考え方について、いわゆる本庁機能は集約すべきか、分庁舎方式で了とするのか。市長や議員の各位はどのように考えているのか。このことを明確にした上でないと、今提案されている建設計画も評価はできないはずです。もっともいずれの考えでも、現在の提案されている案については、将来展望も併せて示さない限り、その評価はできないというふうに考えます。

2、市長は必要なものを最少の費用でとしておりました。誰が必要としたのか。市民の意見を聞いては、どのようにしたのか。疑問の残るところです。

3、これが今回私どもが署名活動をしたときに、一番大きな問題といいますか、市民の方から聞かれたことでもあります。今回の計画、なぜ3階建てなのか、なぜ議会が入るのか、市民の方が納得できる明確な説明がない。

4、新庁舎という言葉、防災センターという言葉、防災拠点庁舎といった言葉、これらの言葉が議事録や発言の随所に見られます。一体何が正解なのでしょう。この疑問を投げかけるのには、一つの理由もあります。特別委員会で、これらの言葉が出されておりますが、最終的には防災拠点庁舎というところに収れんされたように私は理解しておりますが、このことさえも庁内で合意が得られていることなのかという疑問が残ります。今提案されている庁舎は、行政庁舎の分庁舎にすぎないのではないですか。無理に防災拠点庁舎と称するから混乱を招いているというふうに私は考えます。防災拠点庁舎の冠を外して、市民目線に立った議論を一から始めたらどうでしょうか。そのことを訴えたいと思います。

5、八幡の防災拠点庁舎との関係はどうなるのか。市は、規定上の災害対策本部は本庁に置くを根拠に、八幡の庁舎は防災拠点庁舎ではないと主張を繰り返しますが、建設当時の文書あるいは規定を定めたときの文書、こういった公文書、決裁文書や議事録であります。こういったことを示して説明しない限り、納

得を得られるものではありません。このことを整理しないうちは、仮に今回の建設計画が完了したとしても、後々重大な結果を招くことがないか危惧するものであります。

6、建設計画予定地の立地上の問題、近年多発する様々な大規模災害の後に、よく耳にするのは、想定外であったという言葉です。このことを考慮すれば、計画予定地が最適であるのか、この疑問が残ります。それから、近年防災拠点の分散化ということが言われております。こういった視点での検討がなされたのか、その結果も不明であります。

7、建設費用についてであります。市は、やたらとお得感を強調しております。市が特別委員会で示した合併特例債充当可能事業など、今後市が実施しなければならない事業の推進計画とその財源について明示し、市の負担比較を示した上で初めてこの是非が問えると思います。あまりに乱暴な主張であると。

それから8、議会が移転した後の利用について議論されているが、全く理解できません。議会がなぜ移転するのか、市民の理解が得られていると思っているのでしょうか。議会の移転が一番大きな問題であるとする市民は多い。さらに言えば、図書館としての活用が先行しているが、佐渡市としての図書館に関する整備計画のようなものがあるのだろうか。寡聞にして私は承知しておりません。某校長の意見を引用しているが、それだけでいいのでしょうか。多くの市民、とりわけ利用者を無視した後づけの説明や政治判断は、真っ平御免であります。これらの今申し上げた疑問は、9月議会の連合審査会で議論されていたようであります。市議会報の中に、質疑については掲載されております。ただ、答弁の内容、議論の内容については、報告されておられません。そして、3か月たった今も議事録の公開はなく、私にはその状況を知るすべはありません。

以上、述べたような状況にもかかわらず、強引に建設に向かって進む市長と、それを容認する市議会に多くの市民が不信感と不満を抱いています。その結果が住民投票を求める活動となり、18日間という短期間に4,185筆の多くの署名が収集されたということになっております。先ほど齊藤代表も言いましたが、実に有権者の約10人に1人が署名したことであります。市長は、この言葉を言葉だけではなくて、真摯に受け止め、行動すべきであるというふうに考えます。

報道によれば、市長は条例案に対して反対の意見を付しているということではありますが、その理由として、関連予算が議会議決を得ていること、合併特例債の活用期限を上げているということではありますが、このような理由で、市民の意思を無視するのだろうかという疑問があります。そもそもずさんな構想、計画によるものであり、市民合意を得る努力を怠った結果であり、理由にはならないというふうに思います。また、庁舎建設問題は住民投票になじまないというふうな発言があったということではありますが、これは私は直接聞いておるわけではありませんが、もしそういうことでの発言があったとすれば、それは間違いだということを指摘しておきたいと思います。全国的には例はあります。特に佐渡市において、庁舎問題は合併以来紆余曲折してきた経過があります。いずれも市民の意思を酌み取ることなく議論されてきた結果である。そして、そのことが市民の分断をもたらしていると。市民にとって、将来にわたって生活に直結する大きな問題であります。市民合意を得ずして、防災拠点庁舎の建設は許されません。市民合意は最も重視されなければならない。これまでに示されてきた計画でよいのか否か、市民の意思の確認が必要であるとし、住民投票条例の制定を求めるものであります。

ここまで述べてきましたが、住民投票の署名を収集する間に、私が聞いた市民の言葉を紹介します。

この市民の言葉が私が今まで述べてきたことを集約しているものだというふうに考えます。60代男性の発言です。自分は賛成でも反対でもない。なぜか、情報がないからだということであります。自分は新聞あるいはテレビ等の報道と市報による情報しか得られない。このような中で、正確というか、自分で自信を持って判断することはできないのだということであります。住民投票が実施されれば、賛成をする方の意見、反対する方の意見、双方の意見が伝わってくるであろうと、その上で自分は判断をしたいと。だから、私は住民投票をすることについては、賛成するという発言であります。そして、民主主義の世の中であれば最後は多数決で決めるほかはないのではないかと。だから、自分は署名するということであります。この市民の言葉をどのように受け止めるのでしょうかということをお聞きかけとして投げかけます。

○議長（佐藤 孝君） 時間になりましたので。

○条例制定請求代表者（寺沢正紀君） 以上をもって私の意見陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

条例制定請求代表者は、ここで退場してください。

暫時休憩します。

〔条例制定請求代表者 齊藤孝夫君退場〕

〔条例制定請求代表者 寺沢正紀君退場〕

午前11時41分 休憩

---

午前11時44分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、議案第2号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については款ごとに分けて行います。

それでは、議案第2号についての歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第2号についての歳出に関する質疑に入ります。

2款総務費についての質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 佐渡航路事業継続支援事業の3億5,798万円の関係です。この間ずっと議論になってきていた、いわゆる佐渡汽船への行政支援ということなのだけれども、ここに書いてあるように、出資金ということで、第三者割当てに依拠するというのだというふうに思うのだが、歴史的に見ても債務超過というのは今回で2回目だし、前回の債務超過とは比べ物にならないぐらいに額も大きい。そして、なおかつコロナという深刻な状況がある中ですから、これは議会としても先ほどの話ではないけれども、本気になって真剣に議論をした上で予算決めていかなければならないと思うので、お尋ねをいたします。

大きく3点ほど、まず最初に聞いておきたいと思います。議会も、市民も一番気にしているのは、この

コロナ禍の始まる前から、もともと離島航路の経営が大変だという中に今回のコロナ禍が加わったと。コロナの収束も、今連日テレビでやっているように、どうなるか分からないというところで、つまりまた来年になったら行政支援くれという話になるのではないの、これを一番心配している。行政支援求めなかったら、今日の新潟日報にも出ていたけれども、減便するとか、料金上げるとか、これしかないだろうということで、島民が一番心配しているのだが、その辺はどうなのかということです。

2つ目です。小木一直江津航路の高速カーフェリーあかねの売却問題との関連もあって、非常にちょっと分かりにくいので整理をさせてもらいたいのですが、今回の行政支援に伴う条件は、あかねとの関係も含めて、例えばあかね売却は認めるが、早いうちにカーフェリー1隻入れて、佐渡全体としては3隻体制にしないと、この冬場のドックに入っているときの1隻も何かあったら困るということで、それも含めて条件になっているのだろうというふうに私は思っているのだけれども、それはどうなのかということです。

3点目、航路問題特別委員会でもこの問題やっているわけなのだけれども、そもそも一体幾ら赤字で、債務超過という概念は、ちょっと分かりにくい部分はあるのだけれども、一体幾ら赤字でどうなっているのか。つまり35億円赤字なので、そのうち24億円何とかしないと会社もたないと。10億円は銀行調達できたけれども、残りの14億円あれば何とかやっつけられるというものなのかどうなのか。さきの話ではないけれども、我々もいろんな情報飛び交っていて、分かったような気になっているのだけれども、この正式の場で一体今回の経営、パターンとは言いませんが、それは一体どうなっているのか、一体幾ら赤字でどうなっているのか、まずは1回目これ聞いておきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 来年度の見込みということでございます。この冬コロナが非常に地域で、特に首都圏、都市部を中心に多くなっているということで、緊急事態宣言も拡大されているところで、我々もそれは危惧しておるところでございます。一方、昨年行われた10月、11月、Go To キャンペーン、これについては非常に大きな効果が佐渡で現れたという現状もあるわけでございます。そしてまた、来年度今これ明確ではございませんが、国のほうも有人国境離島の宿泊支援制度等も計画しておることが情報等で流れてきておるところでございます。ですから、今日補正予算のところではワクチンの問題もございますが、コロナとこの経済的な支援、そして社会的にこの感染症がどう落ち着いていくかというところを見据えた上での対応ということになると考えておりますが、基本的には来年度は民間からの資金融資で対応するというところで、県と我々も含めて佐渡汽船のほうから話を聞いておる状況でございます。

あかねの売却の問題と3隻目のフェリーの問題でございます。私ども自身も当初から一貫して、カーフェリー3隻体制を維持してほしいということは、佐渡汽船を通して、また新潟県のほうにも、この必要性のほうはお伝えしておるところでございます。ですから、その言葉としてずっとお願いをしておりますので、いわゆる一つの条件、この支援について、佐渡汽船がそれに真摯に取り組むということは行っていくべきことだというふうに思っております。しかしながら、中古のカーフェリーを探すということでございますので、あかねの売却と併せながら取り組んでいくということになるかというふうに判断しておるところでございます。

経営の状況につきましては、課長のほうからご説明をさせます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

先ほど議員のほうから38億円の赤字というふうな話もございました。2020年11月16日付の第3四半期決算短信の開示時点において、佐渡汽船単体では約31億円の経常損失、これを見込んでおりました。保有財産の売却、それから政府系金融機関からの劣後ローン、これらの自助努力を行っても、なお14億円が不足するということでございますので、この部分を行政に支援いただきたいということで、依頼されたものでございます。ここについては、ここの補填がないと、来期以降の金融機関からの運転資金の融資ができないということで、まずはここの資産の補填、14億円の補填をして、そこの部分を埋めないと、金融機関の融資を得られないということから、行政としては佐渡汽船一会社というよりも、航路を守る航路事業者ということで、ここを支援したいというふうに考えたものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 市長の質疑はここでしかできないので、これも改めて聞きます。

今回の負担の割合、今話があった14億円の負担の割合が平成18年のときの債務超過のときの事例だということなのだけれども、これは市長からはっきり聞いていない、平成18年の債務超過のときには筆頭株主の県がしっかり検証やっていますのです。最近、佐渡市肝煎りの外部取締役は要らないみたいな話だけれども、あのときの教訓が外部からしっかり取締役を入れてやっていく企業でなければ駄目だというもの、5項目あったというふうに思うのです。ですから、どうしてもお願いをしたいのは、まず県に平成18年と同じように、中身をしっかり検証と分析をして、今後の方向性をしっかり出してもらいたいと思うのかどうか、それが1点。

2点目です。来年どうなるか。来年大丈夫ですというのは当たり前なのです。この間ずっと佐渡市はそう言ってきて、来年大丈夫、大丈夫だと言ってまた駄目になった。あかね大丈夫、大丈夫だと言って、揺れてしょうがない、売るといふ話なのだけれども、実際問題コロナ禍の状況やいろんなことを考えると、さっき言いましたが、減便か値上げしかない。もしくは、国や県の公的支援を入れて航路を安定するか、この2つの選択肢しか私はないと思うのだが、実際に大変な減便や値上げということが想定できるわけですが、それはどう対応するつもりなのか。

3点目、これちょっと議員全員協議会のときも聞きましたが、新潟県は上越市の負担割合も含めて10億円ちょっとですか、負担したということなのだけれども、佐渡市は上場企業に対して補助金は出さないよと、お金くれないよという話で増資という選択肢をしたと思うのだけれども、新潟県は増資ではなくて、どのような補助金のスキームで、例えば1か月の持続化給付金ではないけれども、それらに対して8割出すとか、どういう中身なのか教えていただきたい。そして、上越市の負担分、新潟県持ったわけだけれども、新年度に上越市が持つのか持たないのか分からないけれども、没となったときにはどういう流れになるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 県の今回の赤字に至った経緯等の検証が要るということでございます。これは、上



越市のほうもお話をしているところでございますし、我々もまず再生といいますか、しっかりと運航できる体制をつくる中で、これについては今後徹底して確認していきたいと思っているところでございますが、現段階でもいろいろな経営の指標等も出す中で、どのような形でコストがかかって、どのような形で人が減ってきたかというところもある程度出ておるところでございますので、今後また上越市と話をする中で、検証のほうは進めてまいりたいと考えているところでございます。

減便、値上げへの対応につきましては、私自身もいろんな話をする中では、やはり人の移動と佐渡の場合は特に荷物の移動、貨物といいますか、荷物といいますか、カーフェリーを通して宅急便等で、かなり経済のほう、ものづくりのほうがそこで運搬しているという事情があって、貨物だけの問題でもないということになっているわけでございます。そういう部分で、カーフェリーの減便というのは、基本的に産業にも大きな影響を与える。佐渡市の市民の安全とか、そういうことももちろんなのですが、産業にも大きな影響を与えるというところで、私自身はカーフェリーの減便等は、基本的には難しいというふうにご議論をしている中では話をしておるところでございます。ジェットfoil等につきましては、今後とも利用状況を踏まえながら、また観光の状況、また世界遺産の登録の状況を踏まえながら話していくべきというふうにご考えておるところでございます。

県の負担の在り方につきましては、基本的には地方創生の臨時交付金のほうで対応をしておるというふうにご私自身は聞いておりますが、詳細については交通政策課長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

県のほうについては、コロナの地方創生臨時交付金、これを財源として支出したいというふうにご聞いております。予算のほうとしては、上越市分も合わせて予算計上したというふうにご聞いております。ただ、上越市分の扱いをどのように上越市と詰めていくかについては、これは上越市と新潟県の間でのことですので、そちらのほうでは、調整的にはまだ終わったものではないというふうにご我々は認識しております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 議員全員協議会のときの議案の説明のときにも聞いていたでしょう。新潟県がどんな形でやっているのか。佐渡市は、今増資という形を執行部は選んでいるのだけれども、どういった、地方創生臨時交付金を使ってやるというのは分かっている。どのような形の補助金をやっているかというのを議員全員協議会の議案の概要のときに言ったのだから、それ当然調べて話してもらわないと困ります。今日の午後多分産業建設常任委員会でやることになるわけだから、本当に増資がいいのか、ああ、なるほどな、県がやるようなこういう支援もいいなというのだったってあるのです。だから、それもう一回お答え願います。

あと3点ばかり。1つは、今後のコロナ禍の経営もあるのだけれども、この間長年の懸案、三浦市政のときから懸案事項になっているカーフェリーとジェットfoilの建造、60億円、30億円合わせて90億円ぐらいになるのだけれども、新品だと。それもすぐ造らなければいけないというのも大きな課題になっていて、その中に今言ったようなこの間の経営難があるわけだ。これも含めて本当にどうしていくのかという、新潟県が筆頭株主としてかじを取っていかなければならないと思うのだけれども、この問題は一体現

時点ではどう考えているのか。

2つ目、貨物運賃値上げ10%、佐渡汽船の答弁によると8,400万円の改善だというのだけれども、10%、今景気がきつい中で、日海丸が運ぶような貨物便のことを言うのだけれども、LPガスが一番多いと思うのだ。つまりLPガスが10%上がるのではないかというのが単純な考え方、そのほかのものもあるのだけれども、小木祭の3尺玉もあれだというから高くなるのだろうけれども、その辺はどういう影響になりますか。米なんかも一定程度運ぶときもあるようだけれども、こういったものは有人国境離島法の中でのみ込めるのかどうなのか聞きたい。

最後、あかね売却でカーフェリー、中古でも何でもいいや、走るのを入れるということは、今年の冬というか、来年の冬というか、それまでに当然入れてもらわないと、2隻体制で1隻がドックに入るから、本当に海上交通困ることになると思うのだけれども、考え方としては、来年の冬前まで、秋頃までにはカーフェリー、中古であろうが何だろうが、入れてもらうというのが条件的な内容だということによろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） カーフェリー、ジェットフォイル建造の問題でございます。

今の段階でジェットフォイルの問題は、ほぼ棚上げの状態になっているという認識でございます。カーフェリーにつきましては、今後早急に対策を考えなければいけないところまでは、県、佐渡汽船とは認識をしておるところでございますが、やはり今後の人員の輸送等経営改善の状況等を踏まえながら、しっかりと考えていくべき案件だろうというふうに考えておるところでございます。またあわせて、ここにつきましては、やはり国のご支援をいただきたいということで、何としてもこのコロナ禍もございしますが、やはり人口減少がある中で、日本全体で人口減少していくわけでございますので、その中で離島の航路、この国道でもある航路をいかに安定的に運営できるかということは、今後地方自治体だけの力、民間企業だけの力では難しいという局面も想定されるわけでございますので、県と一緒に国の積極的な有人国境離島を支援するというようなスキームも含めてお願いをしまいたいというところが今私自身は考えておるところでございます。

また、貨物運賃値上げのほうは、今佐渡汽船のほうで横持ち運賃のほうを当面支援するというお話もある中でございます。そういう中で、私ども自身もその佐渡汽船と今後話をしながら、具体的な影響額等を出していくように今担当のほうにも指示をしておるところでございますので、佐渡汽船の支援の考え方、そして具体的なものについて、これから詳細を詰めながら、どのようなことが支援も含めて必要なのか、また可能なのかを含めて、検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

最後、カーフェリー、3つ目につきましては、課長のほうからご説明いたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

カーフェリーについては、現在も佐渡汽船のほうでは、探しているということで聞いておりますが、今の段階ではまだ佐渡汽船の船が着く港に合うようなものが見つかっていないというふうに聞いておりま

す。なお、輸送コストの関係ですけれども、これについては島内から島外へ移出する分については、有人国境離島法のほうで補助金が出ますので、これについては国が10分の6、市が10分の2を出すということになっておりますので、値上がりした部分についても、事業者の負担は10分の2の部分ということになっております。LPガスですけれども、これについては、やはり10%値上げの該当にはなるというふうな話でございますが、ただ単にLPガスの単価が10%上がるということではなくて、あくまでもそのLPガスのうちの一部分が輸送コストになりますので、その輸送コストの部分の10%が上がるというふうなことでございます。LPガスは抜きにしましても、一般的なもので考えますと、物の値段の20%ぐらいが輸送コストになると考えれば、20%のうち10%、いわゆる2%が上がる部分になるというふうなことになるのですけれども、今ガスの事業者に聞いておるところ、その部分を料金に反映させるかどうかについては、まだ決めてはいないというふうな状況でございます。

〔「県の支援」と呼ぶ者あり〕

○交通政策課長（十二穀志君） 県の支援については、こちらのほうからも、県のほうには要望していきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 質疑させていただきます。

今回の出資金3億6,000万円に近いお金で佐渡汽船が何とか首をつないだという形だというふうに思います。市長もかねがねいわゆる佐渡汽船のこの出資に当たっては、経営改善が重要だというふうにおっしゃってございました。それぞれの経営改善、いろんな項目があったと思いますが、その辺のいわゆる経営改善の柱になるところをもう一度説明いただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今佐渡汽船が示している経営改善の柱は、どちらかというとなら支出の削減、例えばあかねを売却する、これは経費の削減ということだと思っております。そういう部分と燃油サーチャージ、貨物運賃の値上げ等でそれが大きな柱でございます。ただ、私どもとしては、今後とも組織の体制、またサービスの体制、そういうものも含めながら、その本体自体も事務改善をもっともっと取り組んでいくところをしっかりと我々からも提案していくことが重要だと思っておりますので、今回佐渡汽船が内部のほうも進めているとは聞いておりますが、この出資をする以上、今後とも継続的に改善状況、そして新たな改善方法、ここをしっかりと私どもとしては総合政策監を中心に佐渡汽船と議論していくという体制を取るということを佐渡汽船にも申入れしておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 財政的な部分からいうと、やっぱり小木一直江津航路が一番経営の負担、足を引っ張っているという部分だと思います。その辺については、いわゆるカーフェリー化ということでの支出の削減という方向が経営改善の中で提案されているということだと思います。今市長がおっしゃった組織内部の改善、意識改革等々も含め、財政的な支出の削減、そして航路でありますので、お客さんが乗ってもらって何ぼというような事業の改善というものも必要だというふうに思います。

そこで質疑したいのですが、いわゆる今回の出資をすることにより、第2位の株主になるということ

お伺いしておりますが、引き続き社外取締役は出していくという要望があるのか、こちらから要請しているのか、その辺についてどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私自身は、引き続き社外取締役が必要ではないかというふうに考えておるところでございます。それにつきましても、これは佐渡市全体の問題でもございますので、内部でも協議しながら、また議会のほうとも相談しながら、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 稲辺茂樹君。

○11番（稲辺茂樹君） 取締役という形で、やはり内部からしっかりとした経営改善の提案、こういう経営改善の手綱を締めていくということが非常に佐渡汽船の将来、島民の足の確保という観点からも、重要なことだというふうに思います。それについては、ただポストがあるというだけではなく、やはりそれなりの能力のある人材、いわゆる佐渡島民だけのいわゆる要望だけをするわけではなく、佐渡汽船がどう生き残り、どう活性化していくかということも、将来にとって重要なことだと思っておりますが、その辺について社外取締役についての確約を得ているのか。そして、出す場合のその人選について、どのような考えでいるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 佐渡市が出すには、やはりこの市民の意見をしっかりと経営に反映できることが大事だというふうに思っています。ただ、その一方でやはり民間の感覚を持った経営改善、そこに向かってしっかりと意見を言える人、こういうところが重要なことかと思っておりますので、なかなか人選難しいところもございしますが、そこに合うような方をお願いしながら進めていきたいと今考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今回貴重な一般財源からこのお金を支出するわけで、私たち議会も本当慎重に審査をしなければいけないと思っております。7月の臨時議会の際に、私佐渡汽船が債務超過になりそうだという事の中で、緊急質問をさせていただきましたが、そのとき申し上げたのは、いずれかの時点で佐渡市としては負担をしなければならないだろうと。でも、その負担がやっぱり佐渡市民の意向が働く形にしてほしいということを申し上げたというふうに思っております。ですが、それが今回の株を買う、株主になるということだろうというふうに思います。他方、先ほど質疑もありました新潟県は、地方創生臨時交付金を使ってお金を支援するという形で、結果として新潟県の出資比率は下がってしまっているというふうなアンバランスな状態になってしまいました。佐渡市は、当然経営権というか、そういうものにつながって意見を述べていくことを求めてやったわけですが、新潟県のスタンスというものは、今までもなかなか厳しいところありましたが、以前と変わらずこの離島航路についてしっかりと取り組んでいっていただくという認識でよろしいのか。

それから、先ほどの質疑の中で、小木一直江津航路のカーフェリー復活について、佐渡汽船は船を探しているというふうな話でしたが、上越市長、佐渡市長、花角知事の3者協議の中で、あかねを売却してジ

ェットフォイル化するというときの記者会見、花角知事が記者からカーフェリーという形を上越市も佐渡市も求めています、どうですかということに対して、そうするとまた赤字が増えるからなというふうな発言があったように記憶しております。今ほどの既にカーフェリーを探しているということは、県も小木一直江津航路もう一回カーフェリーに戻すことを認めたということによろしいのか、その辺りの説明をまずいただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） お答えいたします。

今回いろいろなところで市と県の資金、支援の出し方が違うというご指摘はいただいたところでございますが、出資の割合というのは、やはり民間企業という考え方でございます。私ども今回佐渡市としては、佐渡汽船に経営上の部分も含めながら話ができる体制が必要だと判断をしたわけでございます。新潟県のほうは、まず経営改善をしていくというところで判断したわけでございます。その共通的な思いは、やはり公共交通機関である佐渡汽船を維持していかなければならない。ここについては、一致して取り組んでいくということで、お話をしているところでございますので、資金繰りのスキームと申しますか、資金の出し方等の違いについては、私自身は今の段階で大きな問題ではないというふうに考えておるところでございます。必要に応じて、しっかりと国に要望していただいて、また国のほうも第三次補正予算等いろいろな支援等が出るというお話もございまして、そういうものもしっかりと加味していくということも県の大きな役割を果たしていただいているというところは、私自身は今回感じているところでございます。

あとカーフェリーの県の考えでございまして、ここはやはり公共交通機関として機能を維持する、最低限のベースの考え方に若干の違いがあるのかなというふうに私自身も感じたところはございます。しかしながら、経営改善のスピードと公共交通機関の在り方、ここについて、県と話をしているところでございますので、県のほうはできるだけ早く自立的な経営をしてほしいという思いから、そういうご発言になっているというふうに考えております。そういう中でも、公共交通機関を維持していくというのは先ほども申し上げたとおり、県と我々しっかりと話をして上越市、県のほうも今取り組んでいただいて、新潟市にもこれからいろいろな議論をしていきませんかというお話まで進んでおりますので、しっかりと対岸の市また県と、また国に要望をかけながら、取り組んでいかなければいけないと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今の答弁はどういうことだったのですか。県は認めているのかいないのか、続けてもう一回説明してください。

それで、12月定例会の県議会の終盤の連合委員会の質疑をインターネットを介して拝見しました。議員のほうからかなり厳しい佐渡汽船に対する意見が出されておりましたが、コロナのときで大変厳しいのに多額のお金を支援するのだから、しっかりとしなければ駄目だ、もう次はお金を出さないよみたいな、そういう発言もありましたが、まさしく取りあえず今回乗り切ったとしても、これからがどうなのだというところに当然なると思います、コロナの影響も続いていますし。そこで、議員全員協議会のときに国が、先ほどちょっと市長も発言ありましたが、減収に対する半分ぐらいの補填をするというふうな説明があったように覚えておりますが、それはどうなっているのか説明いただきたいですし、トータルとして今回の3

億5,000万円余りのお金が無駄金になってはいけません。それをやはり新潟県、新潟県議会にも理解を求めながら、県は粟島浦村のこともありますし、非常に難しい立場にあると思いますが、そのことをやっぱり解決というか、理解を得なければならぬわけなのですが、そういうことについては、今回の佐渡市側の負担が決定すると、次のステップに議論が移ると思いますが、その辺りはどういうふう考えているのか説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 3隻目のカーフェリーの在り方でございます。新潟県知事のほうは、やはり経営改善を急ぎたいと、ジェットフォイルのほうがコストが低いということから、経営改善はジェットフォイルのほうが早いと。ですから、まずはジェットフォイルで経営改善をしながら、カーフェリーという部分で探していくということで、カーフェリーを否定しているわけではございません。その準備と申しますか、経営改善を進める段階でのお話でございます。我々としては、その経営改善を進めながら、早急にカーフェリーも入れてほしいという話をしておりますので、県のほうももちろんここは理解していただいているというふうに考えております。しかしながら、経営改善も重要だということをお話しされているというのが県の内容でございますので、共通理解は得ているというふうに考えております。しかしながら、この経営改善、これについて早く取り組んでいかなければならないという意思表示、これも一緒に考えておるところでございます。

国の支援につきましては、第三次補正予算がこれから議論に入るのだと思いますが、詳細についてはちょっとまだはっきりとはしておりませんので、今ここでの説明は割愛させていただきますが、コロナ対策等の支援等もあるというふうに聞いておりますし、赤字対策等も何らかの形であるのではないかと申すふうにも聞いておるところでございますので、これについては明確になり次第情報のほうをまた我々も把握をして、議会にも提供していきたいというふうに考えておるところでございます。

新潟県議会も厳しいご意見いただいておりますし、もちろんこれから佐渡市議会からも厳しいご意見をいただくのだろうと私自身も考えておるところでございます。ここはやはり経営改善に向けて、本当に佐渡汽船だけではなくて、我々も県も一緒に知恵を絞りながら、乗客を増やししながらコストを削減していくという仕組みをしっかりと議論していかなければならないということは、全く県と思いは同じでございます。その中で上越市、また新潟市、いろいろと話をしながら、全体的にこの航路の改善を進めていくということが今の考え方でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 3つほどお聞かせください。

まず、1点目なのですが、今回増資のための出資金というところなのですが、こちら優先株、議決権がない一定の制限のあるものではなくて、通常の議決権のある増資を想定されているのでしょうかというの1点目。

続きまして、2点目なのですが、12月決算なので前期ということで、12月決算のときには債務超過になったのだろうというふうに思いますが、1月になって新しい期になっております。今期においても、債務超過という形になった場合は、コロナの特例とかあるとは思いますが、2期連続で債務超過

ということで上場は廃止されるというような考え、認識でよろしいのでしょうかというのが2点目。

あと3点目、前回社長来られて、質疑、答弁なされたのですが、その際に冬場の時期の1隻体制、そのときの貨物どうしていくのかというところで、旧内航汽船と合併したときに、車を乗せられるような、そういう貨物船がありますと。そちらのほうでの対応、それから他の船会社へチャーターを手配する、そういったことも検討しておりますという話を述べられていたのですが、その話というのはどの程度現状として進んでいるのか。つまりは、対応ができたとしても、どの程度輸送能力が現状と比して確保できるのか、どのぐらい輸送が落ちてしまうのか、そういったこともきちっと議会に示していただきたいというふうに考えますので、以上3点について答弁願います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

まず、増資の件ですけれども、これについては議決権のある増資ということになっております。

それから、12月決算に債務超過になったわけですけれども、これについてはまず今までは債務超過になった場合、1年以内にそれが解消されないと上場廃止というふうなものでございましたが、今回コロナの影響があるということで、それが2年に延期されているというふうなことで伺っております。ですので、2年以内に債務超過を解消しなければ、上場廃止になってしまうということになりますので、まず今の段階で債務超過になった。ここから1年後に債務超過を解消できるかどうかは今までの基準でしたけれども、さらに1年延びるということですので、2021年末で債務超過になった段階で上場廃止ということではないと理解しております。

それから貨物船についてなのですけれども、1隻体制の場合、これは佐渡汽船が保有している貨物船の日海丸、これを最大限に活用していきたいということで、朝の便、それから夕方の便、ここが一番荷物が多いのですけれども、例えば新潟発の朝の便については、日海丸を並走させるようなことで、荷物の処理をしたいというふうに考えていると聞いております。それについては、荷物の一番少ない1月、2月、この時期に1隻体制になるような形でドックの計画を立てているということでございます。

それから、仮に1隻体制のときに事故が起きた場合の対応なのですけれども、それについては、貨物船を保有している別の業者、こちらのほうから貨物船を緊急チャーターするための協議を今しているということで、それについてはある程度前向きなご回答をいただいているということでも伺っております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今ほどの輸送能力の部分なのですけれども、今協議中ということではありますが、こちらきちっと分かり次第資料をやっぱり出させてほしいです。これは佐渡汽船にしっかり伝えて、今と比べてどう変わるのか。それがないと、島内の事業者としてもどういう対応、心積もりをしていけばいいか全く分からないので、事前にそういうものは対応できるように、しっかり資料の提出をお願いしたいと思います。

あとこれから第2位の株主に佐渡市がなるということなのですけれども、第2位の株主になることで何がどう変わるかというところが不明瞭であります。その点についても説明をお願いしたいと思います。どうやって経営の管理監督責任を担っていくのか、そういう部分について、そこを想定しての今回増資だと

思いますので、その説明もお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

今回の第三者割当て、これを引き受けますと、佐渡市としては10.5%の持ち株比率になります。そうしますと、これが持ち株比率が3%以上の場合、株主総会の招集の請求権であるとか、役員解任の請求権であるとか、それから会計帳簿の閲覧、謄写の請求権であるとか、そういうものの権利が生まれてきます。さらに、10%以上持ちますと、解散の請求権が出てくるということで、そういうふうな権利が与えられております。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか。

〔「資料は」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 資料のほうは後ほど提出させます。

質疑なしと認めます。

2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3款民生費から7款商工費までについての質疑を許しますが、質疑並びに答弁は簡潔にお願いいたします。それと単刀直入に行っていただきたいというふうに思います。

それでは質疑を許します。質疑ありますか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） まず、単刀直入に聞きます。

今これだけコロナが大騒ぎになっているさなかなものですから、このコロナ問題極めて重要だと。とりわけワクチンの接種の問題に取りかかるということです。単刀直入に聞きます。接種券を印刷業者が印刷できなくて、印刷業者の印刷業の逼迫という言葉が厚生労働省の文書にも出ているぐらいの中身なので、2回打つでしょう。5万3,000人ですから、10万6,000回打たなければならないわけです。ファイザー社製ワクチンが21日だったかな、もう一つが二十何日、この体制が本当にできるのかどうなのか。全国で大問題になっている、市町村の中で。今コロナのワクチンが大きく期待されている中ですから、これできるのかどうなのかというのをまずお尋ねをしたい。個別接種なのか、集団接種なのかということをお尋ねしたい。広域連携できませんから、佐渡は例えば隣の市町村へ行って打つということもできないし、医療体制そのものが貧弱だから、集団接種をやるとしても非常に問題だと全国でも言われている。これどういうふうにしてやるのか、まずこれはひとつ教えていただきたい。

それともう一つは、このコロナの予算、繰越明許費になっているけれども、これ継続費ではないのかと、予算計上の問題で。繰越明許費の場合は、成立した予算がその後何らかの事情でやれない場合、書いたものによると2つの理由があります。やれない場合は繰越明許費ということになっているはずで、本来複数年にわたらざるを得ないわけだから、これは継続費ではなかったのかという点をちょっと分かりやすく教えてください。

3点目、全国でも暮らし支援や貧困のことが出ている中で、コロナに負けるな！！子育て・暮らし応援事業というのは大変いいことだと。非課税世帯に1万円の商品券配るといことなのだろうというふうに



思うのだけれども、対象世帯はどのぐらいありますか。それで私うっかりしていたのですが、佐渡市の場合、税金滞納しているところには対応していないはずではないかと思うのです。全国では持続化給付金も税金滞納していても応募できますし、家賃支援金も応募できるのだけれども、佐渡市の場合は税金滞納しているとやれない。住民税非課税世帯ということかというと、もともとそういったところは弱いわけだから、そういう世帯というのは、今回の制度設計がどうで何世帯ぐらいあるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

コロナのワクチンの関係でございます。現時点でということでお答えさせていただきますけれども、まずコロナの接種券、クーポン券でしょうか、こちらのほうにつきましては、現段階では佐渡市としては、印刷業者ではなくて自庁印刷、システムから印刷するというところで考えております。

それから、もう一点ワクチンのほうで、個別接種なのか、集団接種なのかというお問合せがございました。基本としましては、個別接種でいきたいと思っておりますが、何しろ数が相当あります。そういったこともありまして、集団も必要かということでも今検討しているというところでございます。

それから、もう一点目の繰越明許費の関係でございます。こちらのほうは、主に今回上げさせていただきました予算の中で、ワクチンの接種委託料、こちらのほうの金額が大きいものになっておりますが、実際こちらのほうの支払いというのが年度が明けてから、来年度以降の実施になるかということをご想定しております。ただ、今回はとにかく準備をするということが大前提でございますので、まずはこちらのほうで予算を上げさせていただいて、繰越明許費のほうでお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） 私のほうからコロナに負けるな！！子育て・暮らし応援の事業についてです。

対象世帯全体で1万3,100世帯を想定しております。もう一つお尋ねの滞納要件につきましては、現在給付の中にそのような要件はございません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ワクチンのほうからいきます。

ワクチン接種の問題は、全国的にも大問題になって、新聞にも大問題になっていると。離島の場合、テレビでもやっているでしょう。ファイザー社製のやつはマイナス70度だとか、モデルナ社製も含めてやっぱり低温で、全国的に始めると冷蔵庫がないと。離島だから置いていかれることがあるのです。この後、感染状況はどうなる分かりません。佐渡だってどうなるかも分からないという局面の中で、やっぱり離島が取り残されないというためにも、私は全体でこの問題をしっかりやっていく必要があると。多くの市町村、少なくない市町村では、特別の担当チーム、プロジェクトチームをつくってこれやっています。さっ

き接種券と言いましたけれども、鍵をかけて接種券を入れるようなものを買えと言っているの多分、この庁舎器具購入費がそうなのか、接種券をあまりばらまかれたら困るから、庁舎の中でしっかり管理しろというので、施錠つきのものというのも具体的に出ているわけなのだけれども、その辺医療機関、医師会との関係で、個別接種と集団接種やるというのだけれども、ではどこでやるのかということも含めて、全国的に大問題になっているので、市長どうですか、担当課だけでやれるのか。やっぱり一定程度の全国的な状況も含めて、さっきの冷蔵庫だってもらえるかどうか分からないのです、極端に言えば。来年支払うと言ったけれども、接種そのものができるかどうかまだ分からないのです、離島なんかは。それでいうと、やっぱり一定程度のプロジェクトチーム、私要るのではないかと思うがどうかと。

繰越明許費の関係は、予算成立後のいろんな事由に基づいてやるのが繰越明許費でしょうと。本来複数年にまたがるのならば継続費ではないのですかと。平成30年度の決算審査特別委員会がありました、監査委員からも科目の執行の誤りが云々ということが指摘をされていて、この前報告あったばかりです。これ本来ここで予算を盛っておいて、3月までいってやっぱり無理でしたということで、繰越明許費なら分かるのです。だから、どう考えてもこの2つはできないから、継続費のほうが私は妥当だと思う。監査委員もうなずいているように私見えたのだけれども、どうですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 実は、私どももこのコロナのこともあったのですが、知事を筆頭にした市町村の中でのウェブ会議、また昨日市長会等もございまして、その中で議論してきた案件が予防接種の体制の問題でございまして。一言で申しますと、2月から医療従事者への接種、3月下旬には高齢者の接種という大枠なスケジュールは今国から示されておりますが、議員ご指摘のとおり、今のところ4つの冷蔵庫、冷凍庫といいますが、それが佐渡に来るということで、これはしっかり配分されて枠が決められておりますので、それは来るだろうというふうに思っておりますが、実は個別接種にしろ、集団接種にしろ、一度に何人受けて、どのような体制でやって、今65歳以上が約2万3,000人ぐらい、2万人の方が受けるとしても、その2万人をどのように回していったらいいのか、そしてそこには医師がどのように要るのか、そのときに佐渡の場合は高齢者が多いけれども、医師が不足しているという現状もあるわけです。ですから、その場合は新潟大学等と連携しながらできないかとか、様々な意見が市長会でも上がっているところでございまして。今日か明日また国のほうの会議があるというふうに昨日の段階で話をしておりましたので、そういう情報をしっかり捉まえながら、我々としても担当だけではなくて、チームをつくってどのようにしてやっていくかということをお急ぎに国の情報が出次第動けるような仕組みでやっていかなければいけないと考えておるところでございまして。

そして、継続費等の考え方については、財政課長のほうから説明をさせます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

今回のコロナの関係ですが、ここの部分につきましては、国の予備費の部分、それから第三次補正予算の部分、その部分が経費として上げられております。第三次補正予算の部分想定しておりますので、そ

の分に関しては、繰越明許費というところで想定をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） また委員会でもやりますが、合併特例債もそうだけれども、財政規律というのはやっぱり重要で、私も最初から思っていたのだけれども、これは過去のさっき言ったように経験則から言うならば、予算成立の後の話であって、継続費のほうが私は正しいのだと思うのだけれども、後でちょっとしっかり議論を交わします。

もう一つだけ、ワクチンの関係ですが、例えば約5万3,000人でしょう、今の人口。1人が2回受けると。1日100人とすると、530日なのです、単純計算しても。だから、本当に佐渡でやれるかどうかという切実な課題がある。こんな中で、コロナがもっともっと蔓延する可能性もあるということで、やっぱりこれ市民生活課長立派な方ですから、できるのだろうけれども、やっぱりその辺の対策チーム私は要ると思うのですが、いかがですかと。

もう一点社会福祉課長、そうすると今回は、住民税滞納要件は持っていないと。ほかのこの間も含めて滞納要件を持っていなかったということによろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 私のほうで、先ほど高齢者のご説明をいたしました、正直申し上げて、まだ市民全体へどう接種をしていくかという議論まで踏み込んでいける状態ではございません。まずは、このコロナにおける非常に大きな病気を伴う可能性の高い高齢者の方まで、1回目の予防接種をやっているというそのスケジュールを今議論しておるところでございます。今後また国のワクチンの供給状況を含めまして、この情報を待った上で全体的なものをつくっていかねばいけないというふうに判断しております。ただ一方で、ご指摘あるように担当課でこれできるわけではなくて、今の状況を考えますと、1年かかるかもしれないというところはまだはっきり分かりません。全く分かりませんが、順調に打つにしても、やはりかなりの日数はかかるだろうと想定されるところでございますので、ここはやはり国全体の問題になるわけでございます。そこをしっかりと情報把握しながら、いずれにしろチームをつくりながら、まずは医療機関の従事者と高齢者の接種に向けて取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

今回は当然滞納要件はありませんし、前回のプレミアム商品券ですとか、そういったものについてはありませんでした。ただ2年ぐらい前、臨時給付金とか、ああいったところについては、一部制限があったときもあるとは承知しておりますけれども、今回のものは支援として、滞納要件を付していません。

○議長（佐藤 孝君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

3款民生費から7款商工費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第16号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出一括で行います。

それでは議案第3号についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の会議は、1月20日水曜日午後1時30分から今臨時会の最終日の議事を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0時39分 散会